

## 吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

令和 5 年 7 月 3 日

株式会社 J M D C

令和 5 年 7 月 3 日

## 吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号

株式会社 JMDC

代表取締役 野口 亮

株式会社 JMDC（以下「当社」といいます。）及びリアルワールドデータ株式会社（以下「リアルワールドデータ」といいます。）は、令和 5 年 5 月 22 日付で締結した吸収合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、リアルワールドデータを吸収合併消滅会社、効力発生日を令和 5 年 7 月 3 日（以下「効力発生日」といいます。）とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

令和 5 年 7 月 3 日

#### 2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

##### (1) 会社法第 784 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

##### (2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

当社は、リアルワールドデータの特別支配会社であり、リアルワールドデータには当社以外の株主が存在しなかったため、会社法第 785 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

##### (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

リアルワールドデータは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

##### (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

リアルワールドデータは会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 29 日付の官報及び日刊工業新聞でもって、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。

これらの結果、異議申述期限である令和 5 年 6 月 29 日までに債権者からの異議申述はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 29 日付の官報及び電子公告でもって、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。

これらの結果、異議申述期限である令和 5 年 6 月 29 日までに債権者からの異議申述はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもってリアルワールドデータ株式会社から資産、負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。なお、リアルワールドデータ株式会社より引き継いだ資産及び負債の額はそれぞれ 749,823 千円（概算）、4,428 千円（概算）であります。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定によりリアルワールドデータ株式会社とその本店に備え置いた書面に記載された事項（合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併について会社法第 921 条の変更の登記をした日は令和 5 年 7 月 3 日です。

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

(1) リアルワールドデータは、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。

(2) 当社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約につ

いて同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。

以上

別紙（会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除く。））

## 吸収合併に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

令和 5 年 5 月 22 日

リアルワールドデータ株式会社

令和 5 年 5 月 22 日

## 吸収合併に関する事前開示書類

京都市下京区油小路通木津屋橋下る北不動堂町 480 番地  
リアルワールドデータ株式会社  
代表取締役 松島 陽介

当社は、令和 5 年 7 月 3 日を効力発生日として、株式会社 JMDC（以下「JMDC」といいます。）との間で、JMDC を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を実施いたします。本吸収合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1 に記載のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項）

JMDC は、本吸収合併に際して、当社の株主に対して合併対価の交付を行いません。JMDC は、本吸収合併の効力が発生する時点において、当社の完全親会社であるため、かかる取扱いが相当であると考えております。

なお、当社及び JMDC は、会社計算規則第 2 条第 3 項第 32 号に規定する共通支配下関係にありますが、本吸収合併の効力が発生する時点において、吸収合併消滅会社である当社の株主は JMDC のみであって少数株主は存在しないため、当社の少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

#### 3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

上記 2. のとおり、合併対価の交付は行われなため、合併対価について参考となるべき事項はありません。

#### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号）

(i) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

(ii) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

(iii) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ハ）

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号）

(i) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号イ）

当社は、当社が令和 5 年 5 月 22 日付で作成した新設分割計画書に基づき、令和 5 年 7 月 3 日を新設分割設立会社の成立日として、当社のリアルタイムデータ事業に関して有する権利義務を、新設分割設立会社である株式会社リアルワールドデータに承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を予定しております。なお、本吸収合併の効力発生は、本新設分割の効力発生を条件としております。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

JMDC の令和 5 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ、73,222 百万円及び 13,378 百万円となっております。また、当社の令和 4 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ、928,253 千円及び 112,442 千円となっております。

そして、本吸収合併の効力発生日において、本吸収合併の効力発生前に、上記 5(2) に記載のとおり本新設分割の効力が発生することとなりますが、本新設分割によって当社が株式会社リアルワールドデータに承継させる予定の資産及び負債の見込額は、それぞれ 139,176 千円及び 49,176 千円であり、本新設分割後における当社の資産及び負債の見込額は、それぞれ 749,823 千円及び 4,428 千円です。

また、JMDC 及び当社のいずれにおいても、上記の各日から本書面作成日現在に至るまで、それぞれの資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収合併の効力発生日に至るまで、上記 5(2) で記載した事項以外にそれぞれの資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであるため、上記 5(2) で記載した事項を考慮しても、JMDC においては、本吸収合併の効力発生以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本吸収合併の効力発生日以後において、JMDC が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ見込まれておりません。

以上より、本吸収合併の効力発生日以後においても、JMDC の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

## 別紙 1 吸収合併契約の内容

次頁以降に記載のとおりです。



## 合 併 契 約 書

令和 5 年 5 月 22 日

甲 ) 株式会社 JMDC

乙 ) リアルワールドデータ株式会社

## 合併契約書

株式会社 JMDC (以下「甲」という) 及びリアルワールドデータ株式会社 (以下「乙」という) は合併に関し、次のとおり吸収合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(合併の方法)

第 1 条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する (以下「本合併」という。)

(合併当事会社)

第 2 条 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりとする。

|          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 吸収合併存続会社 | (甲) 東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号<br>株式会社 JMDC |
|----------|--------------------------------------|

|          |                                                    |
|----------|----------------------------------------------------|
| 吸収合併消滅会社 | (乙) 京都市下京区油小路通木津屋橋下る北不動堂町 480 番地<br>リアルワールドデータ株式会社 |
|----------|----------------------------------------------------|

(無対価合併)

第 3 条 甲は、乙の株主に対し、一切の対価を交付しない。

(増加すべき資本金等)

第 4 条 甲の資本金及び準備金の額は、本合併により変動しない。

(合併の効力発生日)

第 5 条

1. 本合併の効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) は、令和 5 年 7 月 3 日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙における協議の上、これを変更することができる。
2. 本合併は、効力発生日において、本新設分割の効力が発生していることを停止条件として、その効力を生ずる。

(株主総会決議)

第 6 条

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。ただし、効力発生日までの間に同法第 796 条第 2 項本文の規定によることができないと合理的に見込まれることとなった場合には、甲は、効力発生日までに、株主総会を開催し、本契約の承認に係る議案を上程するものとする。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

(善管注意義務)

第 7 条 乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙における協議の上、これを実行する。

(その他の組織再編)

第 8 条 甲及び乙は、乙が、令和 5 年 5 月 22 日付で新設分割計画書を作成し、令和 5 年 7 月 3 日を新設分割設立会社の成立日として、乙のリアルタイムデータ事業に係る権利義務を新設分割設立会社である株式会社リアルワールドデータに承継すること（以下「本新設分割」という。）を予定していることを確認する。

(合併条件の変更等)

第 9 条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他のやむを得ない事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状況に重要な変動を生じたとき、又はその他本合併の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第 10 条 本契約は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第 11 条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙における協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書 1 通を作成し甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

令和 5 年 5 月 22 日

(甲) 東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号

株式会社 JMDC

代表取締役 松島 陽介



(乙) 京都市下京区油小路通木津屋橋下る北不動堂町 480 番地

リアルワールドデータ株式会社

代表取締役 松島 陽介



## 別紙 2 最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降に記載のとおりです。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>  |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>17,288</b> | <b>流動負債</b>    | <b>2,323</b>  |
| 現金及び預金          | 62            | 買掛金            | 8             |
| 受取手形            | 214           | 1年内返済予定の長期借入金  | 726           |
| 売掛金             | 1,294         | 未払金            | 549           |
| 前渡金             | 84            | 未払費用           | 18            |
| 前払費用            | 222           | 未払法人税等         | 293           |
| 短期貸付金           | 15,313        | 契約負債           | 576           |
| その他             | 97            | 預り金            | 48            |
| <b>固定資産</b>     | <b>24,099</b> | 賞与引当金          | 92            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>543</b>    | その他            | 10            |
| 建物附属設備          | 283           | <b>固定負債</b>    | <b>9,791</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 259           | 長期借入金          | 9,644         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,882</b>  | 資産除去債務         | 146           |
| のれん             | 1,492         | <b>負債合計</b>    | <b>12,114</b> |
| ソフトウェア          | 1,261         | <b>(純資産の部)</b> |               |
| ソフトウェア仮勘定       | 128           | <b>株主資本</b>    | <b>29,251</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>20,673</b> | <b>資本金</b>     | <b>9,091</b>  |
| 投資有価証券          | 514           | <b>資本剰余金</b>   | <b>15,932</b> |
| 関係会社株式          | 19,479        | 資本準備金          | 15,596        |
| 敷金及び保証金         | 513           | その他資本剰余金       | 336           |
| 長期前払費用          | 82            | <b>利益剰余金</b>   | <b>4,229</b>  |
| 繰延税金資産          | 83            | その他利益剰余金       | 4,229         |
|                 |               | 繰越利益剰余金        | 4,229         |
|                 |               | <b>自己株式</b>    | <b>△2</b>     |
|                 |               | <b>新株予約権</b>   | <b>21</b>     |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>29,273</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>41,388</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>41,388</b> |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |       |
|--------------|-----|-------|
| 売上高          |     | 8,026 |
| 売上原価         |     | 3,550 |
| 売上総利益        |     | 4,475 |
| 販売費及び一般管理費   |     | 2,854 |
| 営業利益         |     | 1,621 |
| 営業外収益        |     |       |
| 受取利息及び配当金    | 73  |       |
| その他          | 35  | 109   |
| 営業外費用        |     |       |
| 支払利息         | 29  |       |
| その他          | 0   | 29    |
| 経常利益         |     | 1,700 |
| 特別損失         |     |       |
| 固定資産除却損      | 13  | 13    |
| 税引前当期純利益     |     | 1,687 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 433 |       |
| 法人税等調整額      | 42  | 475   |
| 当期純利益        |     | 1,211 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書  
(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |        |              |             |              |             |      |            |
|-------------------------|-------|--------|--------------|-------------|--------------|-------------|------|------------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金  |              |             | 利益剰余金        |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|                         |       | 資本準備金  | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |            |
|                         |       |        |              |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |      |            |
| 当期首残高                   | 8,971 | 15,485 | 336          | 15,821      | 3,018        | 3,018       | △1   | 27,809     |
| 当期変動額                   |       |        |              |             |              |             |      |            |
| 新株の発行（新株予<br>約権の行使）     | 120   | 111    |              | 111         |              |             |      | 231        |
| 当期純利益                   |       |        |              |             | 1,211        | 1,211       |      | 1,211      |
| 自己株式の取得                 |       |        |              |             |              |             | △0   | △0         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |       |        |              |             |              |             |      |            |
| 当期変動額合計                 | 120   | 111    | －            | 111         | 1,211        | 1,211       | △0   | 1,441      |
| 当期末残高                   | 9,091 | 15,596 | 336          | 15,932      | 4,229        | 4,229       | △2   | 29,251     |

|                         | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|-------|--------|
| 当期首残高                   | 25    | 27,835 |
| 当期変動額                   |       |        |
| 新株の発行（新株予<br>約権の行使）     | △5    | 225    |
| 当期純利益                   |       | 1,211  |
| 自己株式の取得                 |       | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 1     | 1      |
| 当期変動額合計                 | △3    | 1,437  |
| 当期末残高                   | 21    | 29,273 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                   |                                              |
|-------------------|----------------------------------------------|
| ① 子会社株式及び関連会社株式   | 移動平均法による原価法                                  |
| ② その他有価証券         |                                              |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等      | 移動平均法による原価法                                  |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                    |                                                                                                      |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。                                                                                        |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては、20年の定額法で償却することとしております。 |

#### (3) 引当金の計上基準

- |         |                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。                                    |

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、健診データ・レセプトデータ等の医療に係るデータベースを構築し、解析及びソリューション化することで統計データの提供とそれに基づく健康増進策の提供を行っております。主要なサービスラインとして、個別の要望事項に対して当該データベースから必要なデータを抽出・分析するサービス「アドホック販売」のほか、当社のデータベース自体の一部又は全部へのアクセス権を付与する「データベース販売」等があります。当社における収益は、各取引の実態に応じて、一時点若しくは一定の期間にわたり収益を認識しております。一時点で収益を認識する場合はサービス終了後、顧客の検収が確認できた段階で収益を認識しております。一定の期間にわたり収益を認識する場合は契約期間に基づいて収益を認識しております。対価については通常履行義務の充足時点から概ね２か月以内に支払を受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式の評価

① 当年度の貸借対照表に計上した関係会社株式の金額 19,479百万円

② 評価方法

時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式について、当該関係会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、評価減を実施することとしております。

また、企業買収において、超過収益力等を反映して関係会社株式の取得を行った場合は、当該超過収益力が見込めなくなった段階で、実質価額が取得原価の50%程度を下回っている限り評価減を実施することとしております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 497百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 15,378百万円

② 短期金銭債務 44百万円

5. 損益計算書に関する注記

|              |        |
|--------------|--------|
| 関係会社との取引高    |        |
| ① 営業取引による取引高 | 349百万円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 61百万円  |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |      |
|------------------------|------|
| 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 |      |
| 普通株式                   | 497株 |

7. 税効果会計に関する注記

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |        |
| 繰延税金資産                     |        |
| 未払事業税                      | 18百万円  |
| 賞与引当金                      | 28百万円  |
| 減価償却費                      | 11百万円  |
| 資産除去債務                     | 44百万円  |
| その他                        | 14百万円  |
| 繰延税金資産合計                   | 117百万円 |
| 繰延税金負債                     |        |
| 資産除去債務に対応する除去費用            | △34百万円 |
| 繰延税金負債合計                   | △34百万円 |
| 繰延税金資産の純額                  | 83百万円  |

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称         | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との<br>関係    | 取引内容  | 取引金額<br>(百万円) | 科 目     | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|---------------------|------------------|-------|---------------|---------|---------------|
| 子会社 | エヌエスパートナース株式会社 | 所有<br>直接 100.0%     | 資金の相互利用<br>役員の兼任 | 資金の貸付 | 3,055         | 短期貸付金   | 3,675         |
|     |                |                     |                  | 利息の受取 | 4             | 未 収 収 益 | 1             |
| 子会社 | データインデックス株式会社  | 所有<br>直接 100.0%     | 資金の相互利用<br>役員の兼任 | 資金の返済 | 422           | 短期貸付金   | 2,200         |
|     |                |                     |                  | 利息の受取 | 9             | 未 収 収 益 | 1             |
| 子会社 | 株式会社ドクターネット    | 所有<br>直接 100.0%     | 資金の相互利用<br>役員の兼任 | 資金の返済 | 302           | 短期貸付金   | －             |
|     |                |                     |                  | 利息の受取 | 0             | 未 収 収 益 | －             |

| 種 類 | 会社等の名称             | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との<br>関係    | 取引内容  | 取引金額<br>(百万円) | 科 目     | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------|---------------------|------------------|-------|---------------|---------|---------------|
| 子会社 | 株式会社Launchpad 13   | 所有<br>直接 100.0%     | 資金の相互利用<br>役員の兼任 | 資金の貸付 | 107           | 短期貸付金   | 2,514         |
|     |                    |                     |                  | 利息の受取 | 10            | 未 収 収 益 | 0             |
| 子会社 | 株式会社ユニケソフトウェアリサーチ  | 所有<br>直接 100.0%     | 資金の相互利用<br>役員の兼任 | 資金の返済 | 600           | 短期借入金   | －             |
|     |                    |                     |                  | 利息の支払 | 0             | 未 払 費 用 | －             |
| 子会社 | 株式会社 J M D C キャピタル | 所有<br>直接 100.0%     | 資金の相互利用<br>役員の兼任 | 資金の返済 | 7,445         | 短期貸付金   | 6,555         |
|     |                    |                     |                  | 利息の受取 | 35            | 未 収 収 益 | 0             |

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等  
資金の相互利用における借入・貸付の取引金額は純額を記載しております。なお、借入金及び貸付金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)  
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額

517円60銭
- (2) 1 株当たりの当期純利益

21円54銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。